

# 島村委員 提出資料

平成 24 年 3 月 23 日  
委員 島村 聡

## 県民条例に規定しておくべき内容・施策について（意見）

施策を規定する目的は以下のとおりです。

- 1 推進体制をしっかりとさせること
- 2 差別や偏見を受け止める相談支援体制を整えること
- 3 差別や偏見をなくすための不断の啓発をすること
- 4 条例の目的を達成する手段を確保すること
- 5 進捗管理を具体化すること

各々について具体的に述べます。

- 1 推進体制をしっかりとさせること

この条例の所管課は障害保健福祉課ですが、関係する各課との幹事会や各保健福祉圏域（福祉保健所）との関係、推進するための県民組織（現行の施策推進協議会よりも当事者の声が入りやすいもの：現在の県民会議も一例）を位置づけ、県全体の推進体制を整える必要があります。

- 2 差別や偏見を受け止める相談支援体制を整えること

差別や偏見と感じたときにそれを受け止める相談支援体制を定義しておくこと。北海道のような新たな組織化も一手ですが、本県は既に圏域アドバイザーを配置してその助言の元に障がい者相談支援専門員が活動し、市町村の自立支援協議会に関わっています。県自立支援協議会と圏域の自立支援会議、そして市町村自立支援協議会にその機能を位置づければよいと考えます。

- 3 差別や偏見をなくすための不断の啓発をすること

「当事者のいないところで当事者のことを決めない」をモットーにした記念週間の設定が継続的なキャンペーンにつながると思います。大会の開催、全圏域一斉のキャンペーンなどがあると報道でも取り上げられるでしょう。

- 4 条例の目的を達成する手段を確保すること

差別事例の整理において、グレーゾーンで分類に悩む事例が多々ありました。差別や偏見は、ある程度意図的な施策で誘導しないと除去できないと考えられます。そこでいくつかの代表的な生活場面でハンディの克服を支援する施策を盛り込むことで市民の理解を引き出すことが必要と考えます。

# 島村委員 提出資料

- ① 住宅の確保のために  
住居を探す時のハードルを下げる（居住サポート事業を活用して住居を共に探していく専門家「住宅支援アドバイザー」：不動産関係者を研修受講の上、登録）
  - ② 就職と定着のために  
就職時のマッチングと就職後のトラブルを解消する（ジョブコーチよりも柔軟な活動をする就労支援の専門家「ジョブサポーター」の設置：市民から公募し研修受講の上、登録・派遣）
  - ③ スムースな移動のために  
嫌な思いをせず公共交通がスムーズに利用できる（採算を理由とした利用拒否を防ぐために各企業に教育責任者の設置を義務付け）
  - ④ 教育保障のために  
すべての保育所、幼稚園、学校のバリアフリー化（段差や職員態勢を理由とした受け入れ拒否を防ぐために必要な体制を整備）
  - ⑤ 自立支援のために  
レスパイトサービスの推進（親や親族に依存せざるを得ない障がい者の自立のために鍵となる福祉事業者と医療施設が連携したサービスを実現）
  - ⑥ 権利擁護のために  
消費者保護や施設、在宅での虐待の予防を進める（意思決定支援をするための専門家「オンブズマン」の設置：市民から公募し研修受講の上、登録・派遣）
  - ⑦ 障がい者のエンパワメントのために  
当事者によって条例をよりよく発展させていく（公的機関での当事者委員の参加、セルフサポートの推進：できる場を増やして機会均等を進める）
- 5 進捗管理を具体化すること
- 推進体制と重なりますが、条例の実施状況を広く県民にお知らせしながら、達成できている点と出来ていない点、その理由を明らかにして、取り組みの見直しを毎年行うための組織を規定しておく必要があります。